News Release

平成３０年１１月２８日

# 民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」の取扱開始について

株式会社秋田銀行（頭取　新谷明弘）では高齢化、長寿化が進むなかで、お客さまの財産管理と円滑な資産承継をサポートすべく、民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」の取扱いを開始いたします。「家族のバトン」の取扱いは東北の地方銀行において初となります。

民事信託は、認知症等で判断能力が低下することなどに備え、信頼するご家族に金銭、不動産などの財産管理を託す制度であり、下記のとおり株式会社山田エスクロー信託（代表取締役社長　篠笛弘一）との提携によって適切な財産管理および資産承継を可能とするものです。

当行では、お客さまのニーズに沿ったサービスを提供して、大切な資産を安心して次世代に引き継ぎできるよう、今後もサポート体制の充実に努めてまいります。

記

## １　業務概要

| 提携業務 | 民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」 |
|---|---|
| 概　要 | お客さまからの民事信託(注)の相談に対し、様々なコンサルティングを実施する業務です。<br>当行は㈱山田エスクロー信託へお客さまの紹介・取次ぎを行います。 |
| 業務内容 | ㈱山田エスクロー信託は以下のコンサルティング業務を行います。<br>①　お客さまのご希望に応じた民事信託契約書のひな型の提供および説明<br>②　公正証書作成に関するサポート<br>③　信託契約書に基づく登記申請に関するサポート<br>④　民事信託のための信託口座開設に関するサポート<br>⑤　その他、上記業務遂行に付随する業務のサポート |
| 手数料 | 成約となった場合には、お客さまに以下の手数料を㈱山田エスクロー信託へお支払いいただきます。<br>①　業務委託契約締結時　２０万円（税抜）<br>②　業務完了時　６０万円（税抜）<br>（上記以外にも、公正証書作成費用等のご負担がございます。） |

（注）　民事信託とは、個人や法人が受託者となり、信託法に基づき「営利を目的としない業務」として財産の管理・処分を行うことをいいます。一般には親（委託者）の財産を信託契約に従って子（受託者）が管理する場合等が考えられます。

秋田銀行
地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える

**２　業務取扱開始日**　平成３０年１２月３日（月）

**３　取扱店舗**　全営業店

**４　提携先**

| | |
|---|---|
| 商　　号 | 株式会社山田エスクロー信託 |
| 本社所在地 | 横浜市西区北幸一丁目１１番１５号　横浜ＳＴビル１５階 |
| 代　表　者 | 代表取締役社長　篠笛 弘一 |
| 事業内容 | 管理型信託事業 |
| 資　本　金 | ２億円 |

（以　上）